

○南風原町公害防止条例
昭和47年5月20日条例第43号
改正
平成4年4月1日条例第8号
平成7年6月21日条例第17号
南風原町公害防止条例

(目的)

第1条 この条例は、他の法令に特別の定めがあるものを除くほか、公害の防止のため必要な事項を定めることにより、町民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公害 事業活動その他の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、悪臭及び地盤の沈下によって人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(2) ばい煙 燃料その他の物の燃焼に伴い発生する、いおう、酸化物及び燃料その他の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん及び大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第1項第3号に定めるものをいう。

(3) 粉じん汚水等 粉じん、排出ガス、汚水(廃液を含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、悪臭及び地盤の沈下をいう。

(4) 指定施設 工場又は事業場に設置される施設のうち、ばい煙及び粉じん、汚水等を発生し、又はもたらす施設であって、規則で定めるものをいう。

(5) 規制基準 指定施設から排出し、又は発生するばい煙及び粉じん、汚水等の量、濃度又は程度の許可限度であって、規則で定めるものをいう。

(町の責務)

第3条 町は、この条例に定める目的を達成するために公害防止について計画を策定し、これを実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、常に公害を防止するために必要な措置を講ずるとともに、町が実施する公害の防止に関する施策に協力する責務を有する。

(町民の責務)

第5条 町民は、公害を発生させることのないように努めるとともに、その発生源及び発生状況を監視し、公害の防止に関する町の施策に協力しなければならない。

(規制基準の遵守)

第6条 ばい煙及び粉じん、汚水等排出者は、規制基準を遵守するよう努めなければならない。

(公害防止等の締結)

第7条 町長は、必要があると認めるときは、ばい煙及び粉じん、汚水等を発生する施設を設置しているもの又は設置しようとする者との間に公害の防止に関し、協定等を締結し、当該協定に従い特別の措置を講ずることができる。

(措置命令)

第8条 町長は、指定施設に係るばい煙及び粉じん、汚水等の量、濃度又は程度が、その指定施設に係る規制基準に適合しないと認めるときは、ばい煙及び粉じん、汚水等の排出者に対し、期限を定めて、ばい煙及び粉じん、汚水等の処理方法の改善その他必要な措置を命ずることができる。

2 町長は、前項の規定による命令を受けた者が、その命令に従わないときは、当該指定施設使用の一時停止を命ずることができる。

(意見の聴取及び弁明)

第9条 町長は、前条第2項の規定による指定施設の使用の一時停止を命じようとするときは、あらかじめ、南風原町公害対策審議会の意見を聴くとともに、ばい煙及び粉じん、汚水等の排出者又はその代理人に弁明の機会を与えなければならない。

第10条 町長は、ばい煙及び粉じん、汚水等の排出又は発生が著しく町民の健康又は生活環境を損なうことがあり、かつ、緊急にその公害を防止する必要があると認めるときは、ばい煙及び粉じん、汚水等排出者に対し、ばい煙及び粉じん、汚水等の排出量の減少その他必要な緊急措置を講ずることを求めるものとし、ばい煙及び粉じん、汚水等排出者は、これに応ずるように努めなければならない。

(規制基準の定めがない公害の措置)

第11条 町長は、規制基準の定めがないばい煙及び粉じん、汚水等により現に公害が発生し、又は発生のおそれがあると認めるときは、ばい煙及び粉じん、汚水等排出者に対し、ばい煙及び粉じん、汚水等の処理の方法の変更その他必要な措置を講ずることを求めることができる。

(報告の徴収)

第12条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、ばい煙及び粉じん、汚水等排出者に対してばい煙及び粉じん、汚水等の処理、排出の状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

(立入検査)

第13条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員をして、ばい煙及び粉じん、汚水等の排出者

の工場又は事業場に立ち入り、指定施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(公害対策審議会)

第14条 町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議するため、南風原町公害対策審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(1) 第2条第4号に規定する指定施設を定めること。

(2) 第2条第5号に規定する規制基準を定めること。

(3) 第8条の規定による権限に基づく措置命令に関すること。

(4) その他公害防止に関すること。

2 審議会は、委員10人以内で組織し、委員は、知識経験者のうちから町長が任命又は委嘱する。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会に関し必要な事項は、別に町長が定める。

(他の地方公共団体との協力)

第15条 町長は、公害防止のため必要があると認めるときは、他の地方公共団体に協力を要請し、又は他の地方公共団体からの協力の要請にも応ずるものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第17条 第8条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者は、100,000円以下の罰金に処する。

第18条 第12条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は第13条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、30,000円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第19条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条、第8条、第9条、第16条及び第18条の規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において、規則で定める日から施行する。

附則

(平成4年4月1日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則

(平成7年6月21日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。